

## 4 デザインガイドラインの運用について

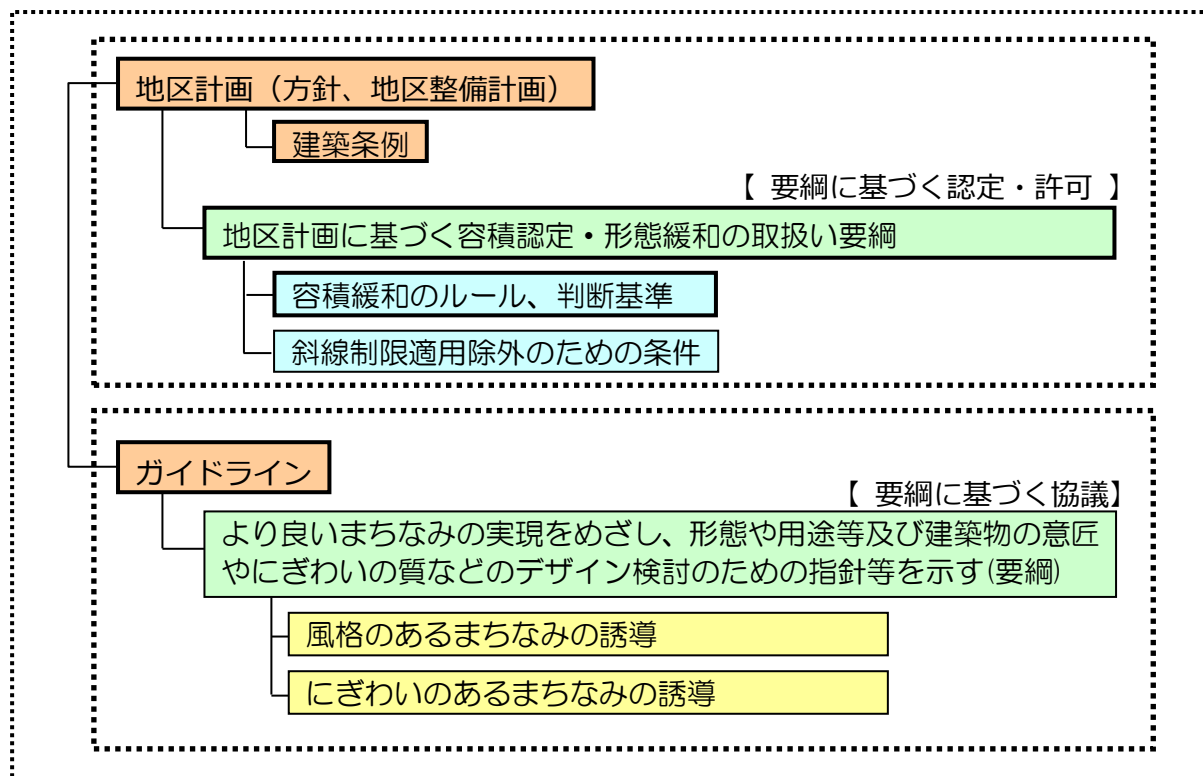
### (1) 各ルールの留意点

- ◆ 必須事項 ・対象事項について、法や条例に基づく基準等に加え、本ガイドラインでは「誘導指針等」を示しており、事業者においては、原則当該指針に沿った計画としてください。なお、「誘導指針等」以外のものでも、御堂筋にふさわしく、デザイン性の優れたもの、にぎわい創出に寄与するものについては、法令の範囲内で、この限りではありません。
- ◆ 配慮事項 ・対象事項について、法や条例に基づく基準等に加え、本ガイドラインでは「誘導指針等」を示しており、事業者においては、当該指針に配慮した計画となるよう努めてください。なお、「誘導指針等」以外のものでも、御堂筋にふさわしく、デザイン性の優れたもの、にぎわい創出に寄与するものについては、法令の範囲内で、この限りではありません。
- ◆ 検討事項 ・対象事項について、法や条例に基づく基準等に加え、本ガイドラインでは「誘導指針等」を示しており、事業者においては、当該指針に配慮した計画となるよう検討して下さい。

		必須事項	配慮事項	検討事項
	(1) 風格あるビジネスゾーンの形成に向けて			
	1) 落ち着きと統一感のあるまちなみの形成			
1.1.1	● 狭小敷地への対策 ・共同化、一体化の検討			△
	● 御堂筋にふさわしい外観			
	(形態)			
	～ 基壇部の形成～			
1.1.2	・低層部・中層部(4m)/高層部の壁面後退(4m以上)	□		
	(高さの最高限度の取扱い)			
1.1.3	・高さの最高限度/基壇部上部の取扱い	□		
	～ 50m軒線の強調～			
1.1.4	・軒線の強調、高さ50m以上の形状		○	
	(意匠)			
1.1.5	・低層部と中層部の分節	□		
1.1.6	・窓と壁で構成する壁面		○	
1.1.7	・御堂筋に面する/面さない部分の調和		○	
	(素材)			
1.1.8	・推奨する素材		○	
	(色彩)			
1.1.9	・ベースカラー/サブカラー/アクセントカラー		○	
	(夜間景観)			
1.1.10	・照明による風格の演出			△
	2) 街区で調和した魅力的な空間づくり			
	● 並木が連なる快適な歩行空間の形成			
1.2.1	・街区間・隣接敷地間での調整		○	
1.2.2	・並木の位置		○	
	(船場後退部分、壁面後退部分の設え方法)			
1.2.3	・歩行空間の隣接地との連続性		○	
1.2.4	・植栽等の仕様や配置		○	
1.2.5	・照明の仕様や位置		○	
	● 舗装材、ストリートファニチュア等の仕様の統一			
1.2.6	・船場後退部・壁面後退部の一体性		○	
1.2.7	・隣接敷地間の調整		○	
	3) 風格あるまちなみを阻害する要因の対策			
1.3.1	● 建築設備等の修景		○	
1.3.2	● 自動販売機の排除	□		

		必須事項	配慮事項	検討事項
<b>(2) 上質なにぎわいのあるまちなみの形成に向けて</b>				
<b>1) 低層部におけるにぎわい形成に資する用途の導入</b>				
2.1.1	●御堂筋に面する低層部の用途 ・店舗等の用途	□		
2.1.2	●御堂筋以外の道路に面する低層部の用途 ・にぎわい機能の導入			△
2.1.3	・街区間・隣接敷地間での調整			△
<b>2) 低層部における上質で魅力的なにぎわい空間の創出</b>				
2.2.1	(形態・意匠)		○	
2.2.2	(素材)		○	
2.2.3	(色彩)		○	
2.2.4	(広告・サイン等)		○	
2.2.5	(壁面後退部分)		○	
<b>3) 船場地区を含めたにぎわい機能・空間の拡張</b>				
2.3.1	●御堂筋以外の道路に面した低層部のにぎわい創出 ・比較的規模の大きな敷地でのにぎわい機能の導入			△
2.3.1	・用途の選定等			△
<b>4) オープンスペースの利活用</b>				
2.4.1	●道路空間と一体となったフェスティバルモールの形成□ (御堂筋沿道の利活用イメージ)	□		
2.4.2	(工作物の意匠)		○	
2.4.3	●時間とともに表情を変えるまちづくり			△
2.4.4	●本町地区における公共的屋内空間の整備	□		
<b>5) 魅力的な夜間景観の創出</b>				
2.5.1	●夜間景観のあり方 (設え)			△
2.5.1	(色味・色温度)			△
2.5.2	●イベント時のライトアップ・イルミネーション ・イベントへの協力			△
<b>6) 広告・サイン等の取扱い</b>				
2.6.1	●低層部では広告・サインを積極的に許容	□		
2.6.2	●暫定利用、イベント対応時の特例		○	
2.6.3	●デザイン・掲出方法の工夫		○	
<b>7) 駐車・駐輪施設の取扱い</b>				
2.7.1	(出入口、荷捌きスペース等)	□		
2.7.2	(共同駐車場の活用)			△
2.7.3	(駐輪施設のレイアウト)		○	

## (2)運用手順

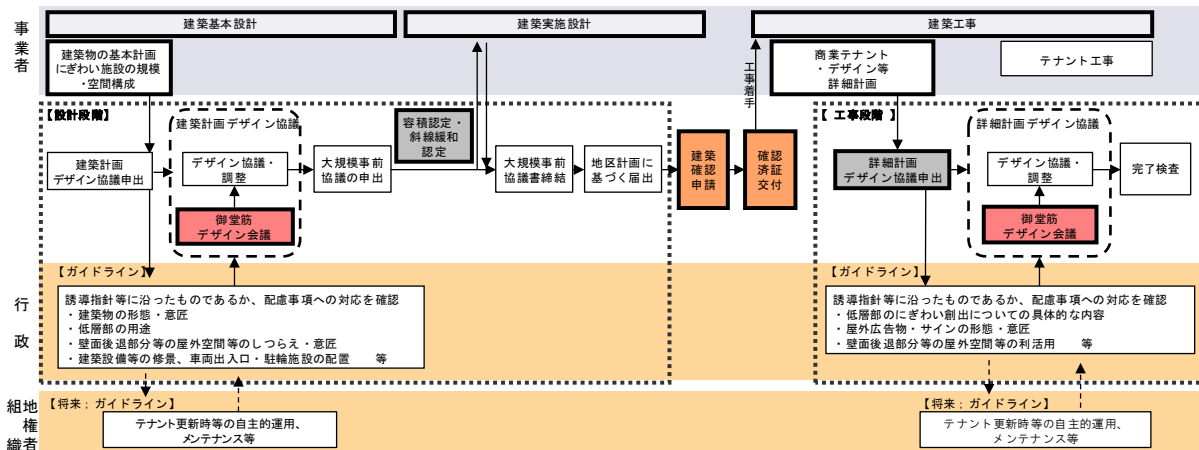


## ■デザイン協議の対象行為について

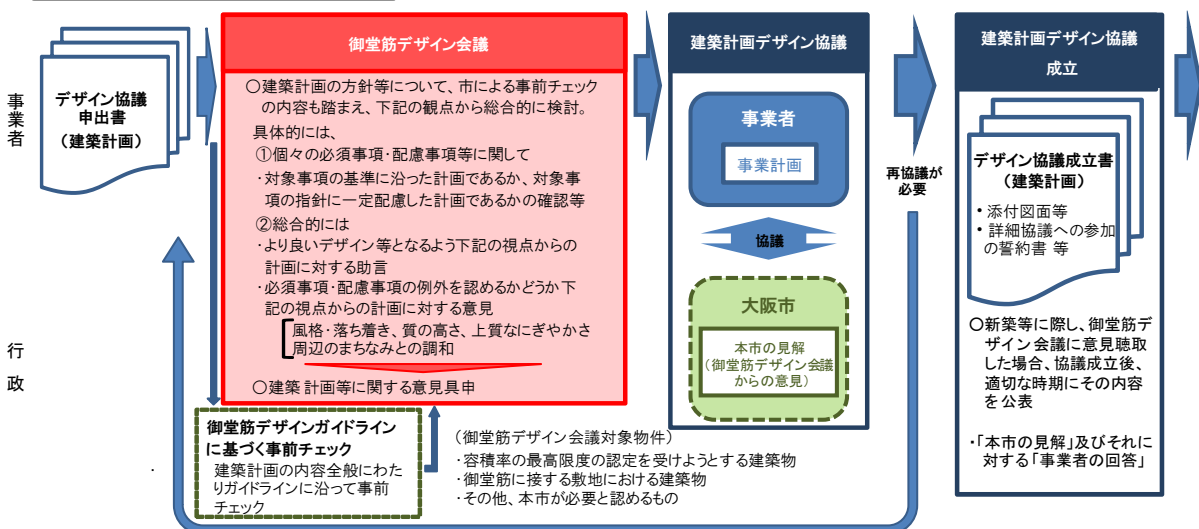
2ページの(3)対象範囲内において、以下の行為を行う場合は、デザインガイドラインに沿って協議を行うことになります。

- ・建築物を新築、増築、改築、移転する場合 ⇒ 【①建築計画デザイン協議  
及び ②詳細計画デザイン協議】
- ・道路に面する外観の模様替え、外構の模様替えをする場合
- ・用途変更、大規模の修繕又は大規模な模様替えをする場合 } 【③意匠計画  
デザイン協議】
- ・屋外広告物を設置、増設、表示の変更、移設、改造する場合

### 御堂筋沿道建築物 建替えフロー（大規模建築物の場合の例）

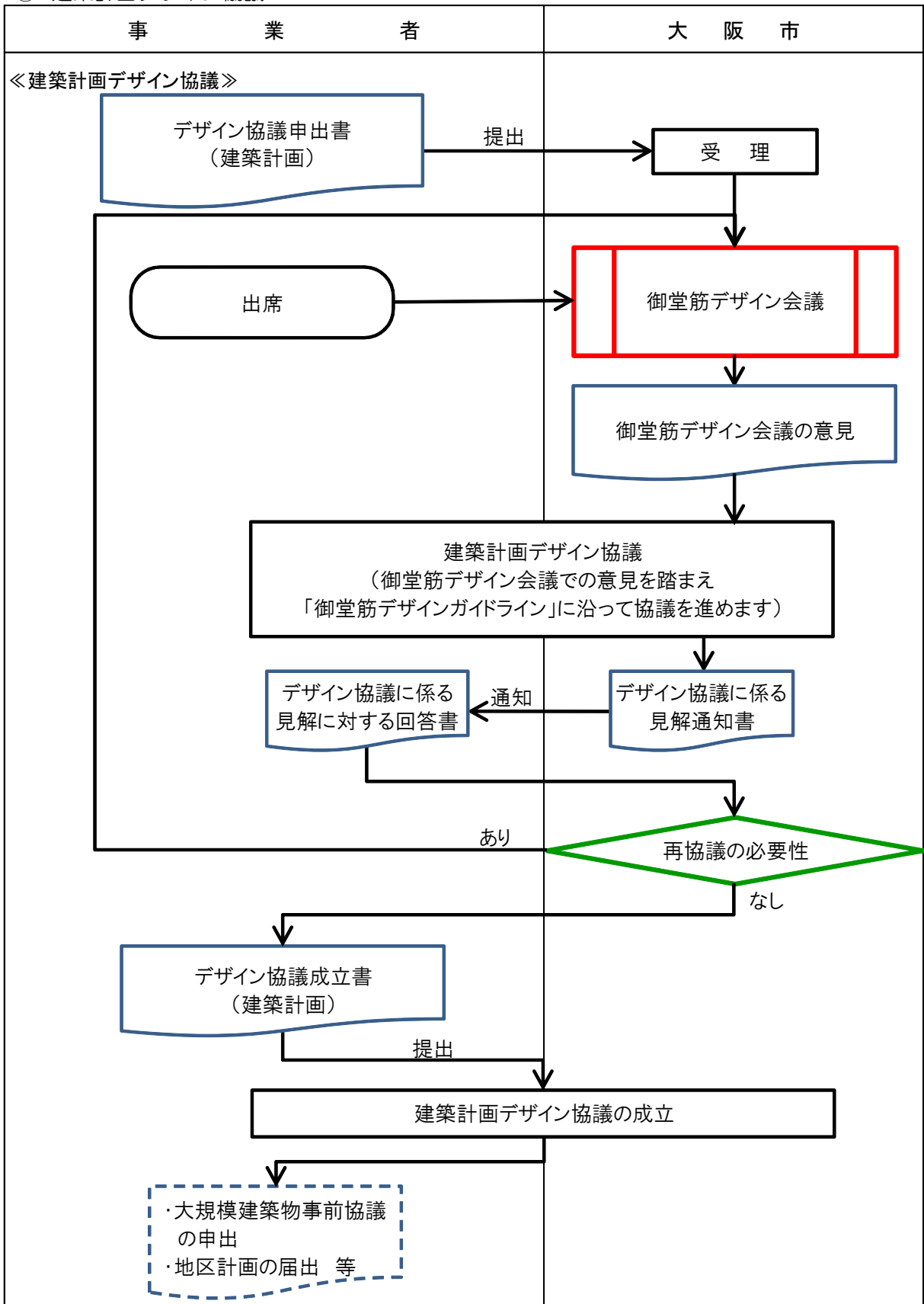


### 「建築計画デザイン協議」部詳細



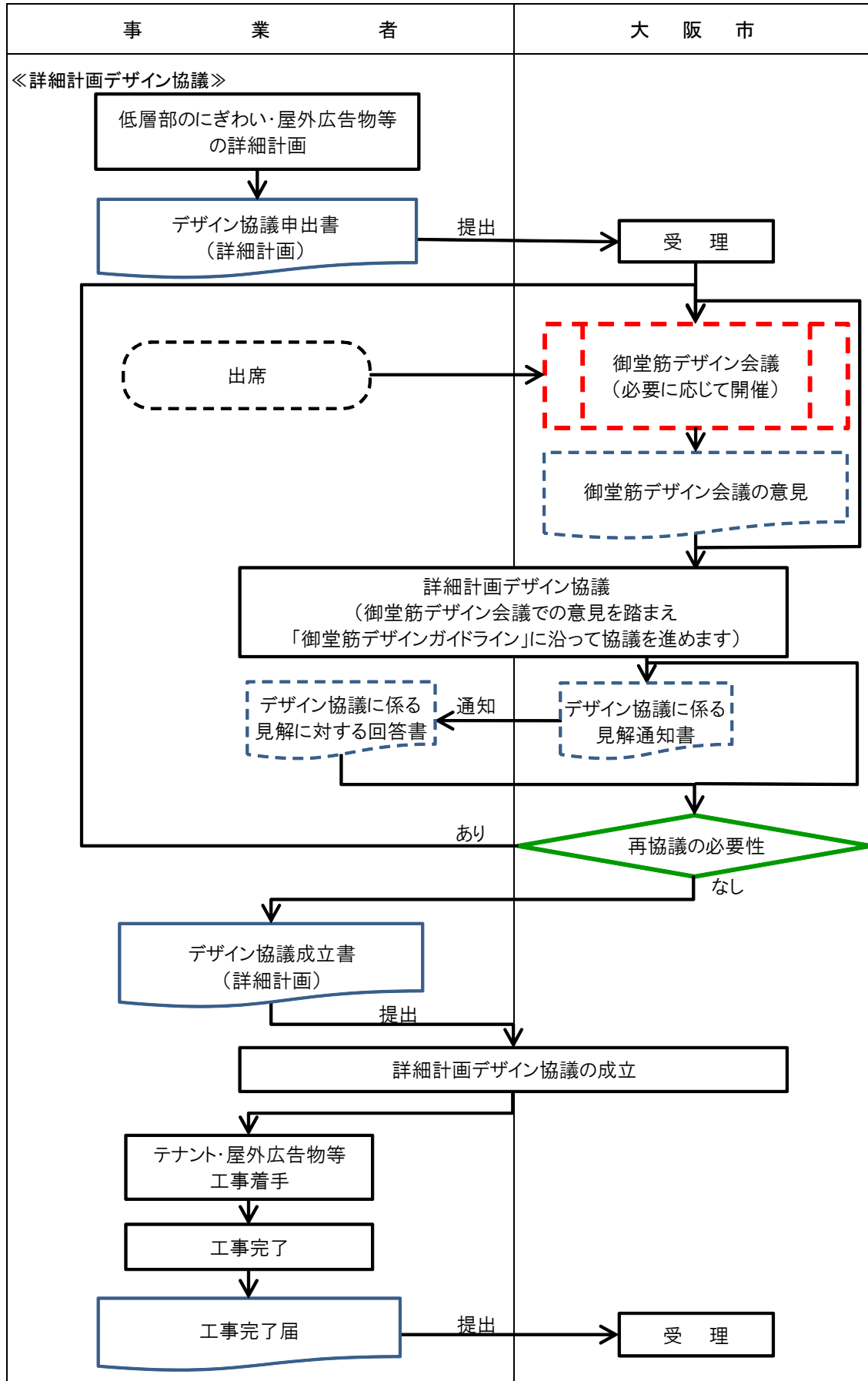
【手続きフロー】

① 建築計画デザイン協議



※ 容積認定、斜線制限認定・許可の手続きフローについては、関係する要綱、要領等を参照のこと。

② 詳細計画デザイン協議



※ 容積認定、斜線制限認定・許可の手続きフローについては、関係する要綱、要領等を参照のこと。

③ 意匠計画デザイン協議

